

議会運営委員会会議録

(令和7年1月11日)

愛南町議会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和7年11月11日（火）
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	原田達也	副委員長	鷹野正志
委員	尾崎恵一	委員	嘉喜山茂
委員	池田栄次	委員	金繁典子

欠席委員

なし

出席委員外議員

なし

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	土居章二	主幹	尾川美保
係長	山口昌		

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

【協議事項】

- (1) 議会運営に関する申合せ事項等の確認について
- (2) その他

開会	13時30分
閉会	15時34分

○鷹野副委員長 定刻になりましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

まず、委員長挨拶、お願いします。

○原田委員長 午前中の議員全員協議会で大変皆さんお疲れのところ、誠に恐縮ではございますが、ただいまより、引き続いて議会運営委員会を開催いたします。

今日、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。

今回の議運なんですが、前回に引き続いて申合せ事項、これの協議をしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○鷹野副委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、これから協議につきましては委員長の進行でお願いいたします。

○原田委員長 それでは早速、協議事項に入ります。

まず最初に、議会運営に関する申合せ事項等の確認についてなんですが、前回の委員会において、議会運営に関する申合せ事項の確認について、議会資料1に基づいて事務局より説明がありました。

まずは前回までの委員会で確認済みの事項を改めてお知らせいたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

土居事務局長。

○土居事務局長 それでは私のほうより、前回までの委員会にて御確認いただきました項目につきまして御説明いたします。

お手元の、机の上に配付しております議会運営に関する申合せ事項、再検討項目一覧表、横長の分と、1月11日、議会運営委員会、議会資料1のほうを御確認いただいたらと思います。

まず、検討項目1、議会広報特別委員会の常任委員会への移行につきましては、3月定例会にて議会広報特別委員会報告及び愛南町議会委員会条例の改正を行うこととし、今後進めてまいります。

議会広報特別委員会が常任委員会へ移行されることに伴いまして、現在の愛南町議会運営に関する申合せ事項中、5番目の議会運営委員会の委員指名について、今が各常任委員長2人、各常任委員会委員、2つの委員会より各2人委員会で選任する、合計6人というふうになっております。

それと、7番目的一部事務組合議会議員の選挙について、1番目に、宇和島地区広域事務組合議会議員4名、正副議長と産業厚生常任委員会委員長、及び産業厚生常任委員会委員から1人を指名推選する。

2つ目といたしまして、篠山小中学校組合議会議員3名でございます。議長、総務文教常任委員会正副委員長を指名推選とする。

こちらの申合せをどうするかにつきまして、再確認していただく必要がございます。

ただし、申合せの改正を行う場合、委員の任期の安定性やスムーズな議会運営の観点から、既存の任期が終了し、次期の委員選任のタイミングで合わせることがよろしいのではないかと事務局では考えております。

続きまして、検討項目12、3月定例会開催日程の確認につきましては、現在提示しております3月定例開催日程案のままの日程で開催いたします。

続きまして、検討項目13、議会報告・意見交換会の開催につきましては、前々回の委員会にて開催予定日を決定いたしましたが、改めてお知らせいたします。

西海地域におきましては、年明け令和8年1月28日、水曜日、18時30分から西海町民会館で、城辺地域におきましては、年明け2月4日、水曜日、18時30分から愛南町役場本庁3階大会議室にて、御荘地域におきましては、年明け2月18日、水曜日、18時30分から御荘文化センターで開催する予定となっております。

以上が前回までの委員会にて確認された項目となります。

以上です。

○原田委員長 ただいま事務局より、これまでの確認事項についての説明がございました。

ただ、その中で、議会広報特別委員会が常任委員会へ移行されることに伴い、現在の愛南町議会運営に関する申合せ事項の中で、今、事務局が説明したとおり、議会運営委員会委員の指名なんですが、現在6人ですよね。各常任委員長が1人ずつと、各常任委員会から2人ずつで計6名なんですが、これをどうするか。

そして、一部事務組合議会議員の選挙ですね、宇和島地区広域事務組合議会議員の選挙、議會議員4人ですね、4人、これをどうするか。宇和島広域は正副議長と、産業厚生常任委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員から1人ということになっています。それともう1点、篠山小中学校組合議会議員、これは3名なんですが、議長と総務文教常任委員会正副委員長の計3人が今まで議員として出とったんですが、これをどうするかについてなんですが、まず先ほど事務局より説明があったとおり、申合せの改正を行う場合、委員の任期の安定性やスムーズな議会運営の観点から、既存の任期が終了し、次期の委員選任のタイミングに合わせることがよいのではないかという説明がございました。

皆さん、これについての御意見を伺いたいんですが、どうでしょうか。皆さんどうでしょうかね、次回の改正時からこれを適用すると。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 今回、ある程度方向性決めとて、という意味でいいですか。

○原田委員長 そうですね。

○嘉喜山委員 それであれば、今の選任方法は、現行どおりでいいんじゃないかなと私は思っています。というのも、やっぱり専門性とかその辺考えると、例えば広報常任委員会ができたとしてもそこは変えないほうがいいし、今後、また新たに常任委員会ができたときに、また新たな問題も出てくるので、というふうには思います。

以上です。

○原田委員長 ほかはどうでしょうかね。

金繁委員。

○金繁委員 その前に確認なんんですけど、これ宇和島地区広域事務組合と篠山小中学校組合の議員に、出席できるかどうかっていう、その資格というか人数なんですけども、今よりも増えても大丈夫なんですか。それとも人数は固定なんですかね。

○原田委員長 これはもう条例で決まっとるんやろ。組合のね。

土居事務局長。

○土居事務局長 手持ちでちょっと資料のほうを持参しておりませんので、確定したことは申し上げられませんけど、こちらについては組合議会のほうでそれぞれ決まっていることと思われます。また再確認いたしまして、改めて提示させてください。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 確認していただくということでお願いします。

方向性としてなんですけれども、人数は決まっているんですが、常任委員会が1つ増えるということで、私は広報の常任委員会の委員長それから副委員長も、それぞれなり、どちらかに入るようにしていただけると、視野が広がっていいと思います。

というのも、私、今3期目なんですけれども、宇和島地区広域事務組合に入ることが一度もできていなくて、なかなか情報、それから経験を積んでいくことができていません。ですので、そういうバランスからもやはり広く入れていただけるよう、私は要望します。

○原田委員長 という金繁委員からの御意見なんですが、ほかはどうでしょうかね。

これを改正するにしても、次の、後半の任期からこれを考慮すると、それでどうでしょうかね。

このままあと1年ちょっとあるんですが、このままの体制で行って、後半の任期の、当初それをまた考えると、それでどうでしょうか。皆さん、いいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあそのようにしますので、はい。よろしくお願ひいたします。

それでは、その他の検討項目に関する審議を始めていきたいと思います。

まず検討項目の9なんですが、ハラスメントに関する客観的な相談窓口について、事務局より、資料の差し替えがありますので説明をお願いいたします。

土居事務局長。

○土居事務局長 それでは私のほうから、前回お渡しいたしました、9. ハラスメントに対する客観的な相談窓口についてに関する参考資料のうち、机の上のほうに、愛南町議会ハラスメント防止条例案バージョン13から、もうもう資料をお配りしております。

既に皆様にお配りしております紫色のファイルで、条例案のほうからハラスメント審査会運営細則案まで、それぞれ条例・規則の間にピンク色の差し紙も入れておりますので、そちらまでを全部差し替えていただくような形にさせていただいております。紫色のファイルの上島町議会の条例と、あと規程のほうはそのまま紫色のファイルに残していただいとったらと思います。

今回の主な差し替えの要因といたしましては、前回まで愛南町議会ハラスメント防止条例施行規則としておりましたが、お手元の資料に配付しております、そもそも地方自治法におきまして、議会には規則を制定する権限が、会議規則、傍聴規則以外にはございませんでした。

それぞれ資料のほうを見ていただくとお分かりになると思うんですが、結論を申しますと、現在お示ししております愛南町議会ハラスメント防止条例施行規則案の内容は、条例の執行に関わる内部的な手続や細目を定めるものであるため、名称を規則から規程に変更すれば法的な問題は解消されます。したがいまして、愛南町議会ハラスメント防止条例施行規程として名称変更をさせていただきます。

そして、また前回の委員会で金繁委員より御指摘のありました条文につきましては修正いたしました。

主なところで申しますと、ハラスメント防止条例のところの言動というところを、今回、行為、一番冒頭だけ括弧書きで、言葉、態度、文書、視覚的なもの等を含むということで、言動を行ふ行為ということでそれぞれ修正させていただいております。

あと第2条第2項中、職員とは地方公務員法云々かんぬんということで説明があつたんですが、職員のところにもうちょっと詳しく、町長、副町長及び教育長の特別職のほか、地方公務員法云々かんぬんというふうにちょっと説明書きを加えさせていただいております。

あとは第7条第1項、議長の権限のところで、実際、調査をするのが議会事務局職員になることであろうということですので、議会事務局に命じ、速やかに事実関係の調査を行わせるものとする、というふうに条文を修正しております。

あと第10条のところで、審査会の関係は、ハラスメントの申立てがあつた場合に設置するということで、さしていただいております。

あと、続いて、条例の第12条ですかね、会議等のところですね。こちらについては、最後のくくりのほうも、諮問するということで言い切る形に修正しております。

あと第16条、対応措置の条文につきましては、こちらには審査会の答申結果を踏まえということで、あくまで審査会の答申結果を踏まえた上で必要な措置を講じなければならないというふうに修正しております。

あとは、規則という文言を規程に代えさせていただいたのと、別表中、費用弁償の額の欄に、日当1,000円プラス交通費実費ということで一応していたんですが、午前中の議員全員協議会で執行部より説明がありましたように、そちらの例に倣いまして、今回、日当1,000

円プラスという文言を一応、二重線で消しております。こちらについては皆さんで御協議いただいたらというふうに考えております。

あと、前回の委員会で宿題となっていました、今回になるか今回以降でなるか分かりませんけど、ハラスメント審査会委員の報酬等につきましての参考資料を別紙でまとめております。こちらについては報酬額、日額順に裏表で記載しております。今後の御協議の御参考にしていただいたらというふうに考えております。一応、欄外のほうにちょっと注意書きを入れさせていただいているんですけど、こちらの一覧表に記載された自治体のハラスメント審査会、委員会につきましては、例えば弁護士には〇〇円、その他委員には〇〇円といった、職種ごとに報酬額を区分していることを明確に示す規定は、確認はできません。したがいまして、ハラスメント審査委員会等の審査会におきましては、特定の専門的資格を持つ外部委員全員に対し、その職務の重要性や専門性に見合う報酬を单一の日額として支給している可能性というか、支給している自治体が多く見られますということで注釈を入れさせていただいております。

以上が、簡単でございますが前回からの資料の差し替えの概略とさせていただきます。

以上です。

○原田委員長 ただいま事務局より修正箇所についての説明がございました。条文等、修正した点がございます。そこら辺りを踏まえて、皆さんから何か気づいた点等ありましたら、発言をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

金繁委員。

○金繁委員 訂正ありがとうございます。また、大変な準備、ありがとうございます。

また何点か気づいた点がありまして、すいません、再度指摘させていただきます。

まず7条なんですけれども、これ、議会事務局に命じて、速やかに事実関係の調査を行わせるということなんですが、事務局に事実関係の調査を行わせた後、その後の流れとして、議会ハラスメント審査会に自動的に移行するのか、その辺の流れがいま一つちょっと分からぬので、お答えください。

それからその同条の7条の2項と、その次の8条なんですが、これ町長その他の執行機関が関与するっていうことが書かれているんですが、これって必要なんですかね。議会と執行機関は全く別個の機関で、行政のほうは行政でこういう規程を持って処理されていて、議会は議会でつくらないといけないということでこの条例をつくる方向になったと思うので、なおかつ、この条例の中で、まさに専門家を入れた議会ハラスメント審査会をきっちりつくるということなので、執行機関に協力を依頼する意義というのがよく分からないので、お聞かせください。

それから次に10条なんですが、議長はハラスメントの申立てがあった場合、客観的かつ公正な判断を要すると認めるときはってあります、さっきの議会事務局が事実調査を始めた後、さらにまたこれ、議長が判断を要すると認めるときは設置するということで、これも少し分からぬんですけど、そもそもこの客観的かつ公正な判断を要すると認めるときっていうのを議長が判断するってことなんですが、この客観的かつ公正な判断をお願いするために審議会に委ねるのであって、その前段階として議長がこの判断をする必要があるのかなと。もう自動的に、ほぼ自動的に移行して、審査会の中で事実関係等を審査してもらえばいいのではないかと思います。

それから次に16条なんですが、2項で、審査会の答申結果を踏まえて必要な措置を議長は講じないといけないんですけど、講ずるに当たりあらかじめ議会運営委員会と協議しなければならないってあるんですけど、議会運営委員会に何かを審議——委ねるかどうかというのは議長の判断、権限があるところだと思うので、こういうふうに規定してしまっていいのかなという点が気になります。またその必要性があるのか、専門家から出てきた結果についてまたさらに議運に問うということが、議運にはこの審査会の内容、専門的な判断をする資格があるのか、必要性があるのかっていうところが疑問です。

それから、19条の2項で、正当な理由なく情報を公表してはならないとあるんですけど、正当な理由っていうのは、誰が判断して、どのようなものが想定されるのかっていう点も分かないので教えてください。

そして第7章の制裁措置なんですけれども、これ21、22、23、25条と、書いてあることが、懲罰規定に関してなんですけど、これをこのハラスメント条例の中に書く必要があるんですかね、という点。

それから22条は、議長が倫理上の措置を講ずることができるってあるんですけど、議長にこのような権限ってあるんですかね。そもそもその根拠がよく分からなくて、すいません、教えていただけたらと思います。

23条も、これまた、30日以内に議員3人以上の者の発議による文書をもって議長に懲罰、倫理上の措置を講ずる動議について規定されているんですけど、これも一般規程によればいいのであって、ここに書く必要があるのかどうか。私は必要性が分からないんですけども、教えていただけますでしょうか。

そして25条も、議長は倫理特別委員会を設置するって書いてあるんですけど、これは7条で出てきた、前に出てきたこの専門家を交えた議会ハラスメント審議会とどういう関係にあるのか。また別個に倫理特別委員会を設置するということなんですけど、それをつくる意義は何なのでしょうか。せっかく専門家から出てきた結論をまた倫理特別委員会っていう、これは議員、内部、議会内部の委員会になると思うんですけど、そこでまたハラスメントを審議するというのが、ちょっと私は意味が分からないです。私は第三者機関、客観的な独立の第三者機関に相談かつ裁定をしていただきたいということを最初に申したんですけども、それで審議会を入れていただいて本当にありがたいんですが、この倫理特別委員会、議会の内部につくってそこでまた措置を議決するとなると、せっかく客観的な結果が出たのに、また内部の主観的な判断に委ねるということになるので、私はこれは、むしろ必要ないのではないかと思うんですけど。

すいませんたくさんで、もう最後です。

懲罰特別委員会っていうのもまた出てくるんですけど、26条の2項で、これもまた議会の内部でつくるということになるかと思うんですけど、これもまた、このハラスメント条例の中に規定する意味が私はよく分からないです。一般規程に委ねればいいことで、ハラスメント条例というのはあくまでもその事実確認、相談、そして裁定について客観的、独立の第三者機関に裁定してもらうということころまで私はよいのではないかと思います。

たくさんすいません、お願いします。

○原田委員長 ただいま金繁委員のほうから多くの御指摘がございましたが、事務局、どうでしょうかね、なかなか。

土居事務局長。

○土居事務局長 今、即答できる範囲で一個ずつ説明させていただきます。

まず、条例案、第7条でしたかね、議長は前条の規定による申立てを受理した場合は、議会事務局に命じ速やかに事実関係の調査を行わせるものとするということで、この調査と、後の条文で出る審査会への委任の調査、2つの調査があるようになっておるんですけど、調査いうのが多分、一番最初については、議員または職員からハラスメントの事案がありまして、申立てがありましたと。で、申立てがあったときに、ハラスメント被害申立書っていう様式に基づいて申立てをしていただくんですが、あくまでそれを、内容確認というか、不備等がないかを確認して、再確認するための調査を第7条というふうにしております。それを踏まえた上で、議長による審査会への調査の委任がなされたときに、その申立書を受付したものを受けたのを審査会のほうに情報提供いたしまして、さらなる調査が必要であれば審査会のほうで調査をしていただくというふうなことで、こういった条文にさせていただいております。

続いて第8条です。

執行部の関係をおっしゃられたと思うんですけど、今回のハラスメント防止条例もろもろの例規については、議員間、もしくは議員と職員の間におけるハラスメントの防止及び排除に関する必要な事項を決めようとしているものでございます。

そこで、仮に職員なりから申立てがあった場合に、先ほど説明したように、申立て内容の確認とかそういう事案が出てくるかと思われますので、そういう場合には執行部も協力してくださいねという思いで、この条文のほうは設けている次第でございます。

次が第10条、ハラスメント審査会の条文ですね。

客観的かつ公正な判断を要すると認めると、確かに金繁委員がおっしゃられるように、手続的にはハラスメント審査会のほうにお願いするような形になろうかと思いますので、先ほどおっしゃられたように、自動的に、そういうふうに手続が移行できるような分かりやすい条文にするほうがいいのかなと、御質問を受けながらちょっとその辺りは私のほうも思いました。ちょっと、確かに客観的かつ公正な判断を要するときって何なのと言われると、なかなか説明はしにくいところでありますので、この辺りの条文はもう少し、実情の手續に見合った条文の言い回しに再度修正できたらなというふうに今思いました。

続いて、第16条の2項、第2項でしたかね、議長は前項の措置を講ずるに当たり、あらかじめ議会運営委員会と協議しなければならないというふうにしております。

こちらについては、協議ということで、こちらについては議長だけの判断ではなくて、議会運営委員会の委員の皆様の意見も聞きながら最終的な判断を行うために、そういう条文を設けさせていただいております。議長の独断を避け、議会全体として、議会運営委員会という委員会にはなるんですけど、方針を定めるため必要ではないかなと思いました、この条文のほうは今うたわせていただいております。

続いて第19条の第2項ですかね、調査または審査の過程において、関係者の氏名、所属、相談内容その他個人を特定し得る情報は正当な理由なく公表してはならないという条文でございます。

こちらについては、最大限に保護するという規定で、被害者の同意があったとしても二次被害の防止や、その他の関係者の情報保護の観点から、公開については慎重に行われるべきではないかということで、こういった条文をうたっている先進自治体の例がありましたので、こちらのほうを流用させていただいております。

皆さん御存じだと思うんですけど、なかなかデリケートな案件でございますので、公表案件にはならないかとは思うんですが、こういったことで条文のほうはさせていただいております。

第7章の制裁措置の条文は、こちらについては私もかなり、今回の条例案を作成するに当たり、二転三転と、かなりつくり変えました。

そもそも、今、既存の愛南町、たしか議会会議規則上に、懲罰の規定があったと思うんですけど、こちらについては議会内の事案に対する懲罰の案件の条文でございましたので、今回のハラスメントの案件が議会内だけではなく、議会の外でもあり得ることですので、こちらのハラスメント防止条例案の中に条文は制定する必要があります。

一番最初、私のほうも愛南町議会会議規則の条文を準ずるという形で条文のほうを定めていたんですが、よくよく調べてみると、先ほど説明したように、会議規則の条文については議会内、定例会なり委員会で起こった事案に対するものだけでしたので、先ほど説明した議会外の事案に対する制裁措置については、こちらの条例案のほうの条文化は必須となってまいります。

懲罰について記した案件と、懲罰事案に該当しない案件、こちらが22条ですね。

こちらについては、懲罰が地方自治法に基づく法的な制裁措置でございまして、倫理上の措置については、議会の自律的機能に基づく道義的政治的な措置でございまして、議員の身分を直接剥奪するものではないということで、法的な懲罰の範囲を超えて、議員の倫理違反として

ハラスメントに対応することができるということで、いろいろ調べていく上で、こちらの条文のほうは制定、今条文化させていただいております。

それに伴って第23条の30日以内に議員3人以上の者の発議による云々かんぬんでいうところで、会議規則上も懲罰の分は皆さん御承じのとおり会議規則の第109条のほうに、懲罰事案があつた日から起算して3日以内に提出しなければならないという非常にタイトなスケジュールでの条文になっております。

さすがに、ハラスメント事案が起こつたとして、その事案が、事実関係が認定された日から3日以内というのは到底無理なことなので、現実的な日数ということで今、仮に30日以内というのを設定させていただいております。

会議規則との整合性を取るために、ある程度、発議による文書をもつてということで、この条文を今、条文化させていただいているんですが、いろいろ調べていく中で、今仮に議員3人以上のということでさせていただいているんですが、懲罰動議なりの事案が起こつた場合に、そういうことである程度の、複数の議員の方からの発議によっての手続があつたほうがよろしいのではないか、重大人権侵害事案の見逃し等を防ぐ観点から、こちらのほうは条文化させていただいております。

あと第25条について、倫理特別委員会設置云々かんぬんっていうのは先ほど説明したように、懲罰の事案と、懲罰事案に該当しないことで倫理上の措置ということを設けさせていただいているので、懲罰動議のときには懲罰特別委員会のほうが設置されますので、倫理上の措置を、審査というか決める場合には、それに倣って倫理上の特別委員会の設置も必要ではないかということで、こちらのほうは条文化させていただいております。

先ほど金繁議員がおっしゃられるように、ハラスメント審査会、仮称ではございますが、こちらの第三者委員会で調査・審議していただいた内容を踏まえて、最終的に愛南町の議会内で、特別委員会という形で、どういうふうにされるかっていうのは御審議いただいたほうがよろしいのではないかということで、こちらの条文は、今、現状では条文化させていただいております。こちらについてはまた手続上、なかなか分かりにくいのではとか、第三者委員会を設置した意義がなくなるのではないかというような御意見もありましたので、そちらについてはまた委員の皆様で御協議いただいて、その内容を踏まえて修正していくふうに思っております。

手続の流れについて、私もちよつと条文見て分かりにくかったので、ハラスメント事案対応フローチャート案ということで、今、差し替えの分、バージョン6になっていますけど、申立てがあつてから実際に措置を決定して、その記録の保存までを時系列で、流れはまとめたつもりではあるのですが、なかなか分かりにくいとこであればまだ改善の余地はあるのかなというふうに考えております。

現状でお答えできる範囲は以上でございます。

○原田委員長 今、事務局より詳しい説明がございました。

金繁委員、どうでしょうかね。

金繁委員。

○金繁委員 ありがとうございます。

まず一番最後に説明していただいた部分なんですけど、意図は十分よく分かりました。

ただ、やはりせっかく、外の独立した客観的な判断をいただいたにもかかわらず、結局制裁措置というのは議会内部で多数決で決まるという、非常に主観的なものに戻ってしまうので、それ自体、私はハラスメントという性質上、やっぱりその政治の場で判断、制裁するというのは非常に難しいですし、かえってこれ19条2項でせっかく定めている、原則、事実関係の非公開の原則を破ってしまう。これ、議会内で判断するとなつたら、事実関係を全部つまびらかにしないと、判断、議員もできませんので。そしたら結局、被害者もそこで、非常に不本意な

結果となると思いますので、私はこの21条以下、制裁措置というのは議会内には必要ないのではないかと思います。

すいません、最初のほうに戻って、先ほどの7条2項と8条についてなんですが、申立ての対象が職員である場合っていうことで分かりました。

ただ、ここで書かれているのは申立ての対象が職員ということで、議員が職員からハラスメントを受けた場合ということになると思います。職員が議員からハラスメントを受けた場合には行政のほうで処理されていくと思うんですけど、ここで定めているのは、議員が職員からハラスメントを受けた事案ですよね。そうすると、7条2項で、その事案の調査を町長その他執行機関に委任できると、委任しちゃっているんですけど、やっぱりそこは委任しちゃったらこの条例の意味がなくて、やはりそれは被害者が議員である以上、議員の申立てに基づいて、この条例の流れに従ってしっかりと審査会にかけるべきではないかと思います。

8条の、誠実に協力しっていうのは分かりました。これはこのままあっていいと思います。というか3項じゃなくて2項になるかと思うんですけど、これでいいと思います。ですのでその点、御検討ください。

それからすいませんもう一つだけ、16条の、議長はハラスメントの事実が確認された場合、審査会の答申結果を踏まえ、当該議員に対して必要な措置を講じなければならないということなんんですけど、これ、議長が、いわばその主観的な判断で、必要な措置を講じることができるっていうのが、私は少し疑問に思います。審査会の答申結果を踏まえたのであれば、あつ、すいません、これは議長が、すいません、撤回します。これは忘れてください。いいです。

次の議運のとこですね、議運のところで、先ほど、また繰り返しになるんですけど、私はせっかく専門機関に判断してもらったのに、議会運営委員会という内部に戻すっていうことが、意義がちょっと理解できないですし、結局、議会内部でまた判断されるということになりかねないので、これも不要ではないかなと思います。あわせて、やっぱりその審議会が何をするところっていうところを定義づけしたほうがいいのではないかと思います。書かれてはいるんですけど、結局その調査、調査を審査会に委任するということで、調査権限しかないということですね。だから、その後の、調査の結果、こういうことですよと。ハラスメントに当たります、当たりませんというところまでなのか、それとも、ある程度の、最低、こういうふうな解決がよろしいんじゃないですかっていうような答申をいただくところまでお願いするのかっていうところを明記したほうがいいのかなあと思いました。

以上です。

○原田委員長 今まで質疑がございましたが、事務局どうですかね。

土居事務局長。

○土居事務局長 よく分かりました。審査会の定義については、金繁委員がおっしゃられるようにもう少しちょっと明確にしたほうが分かりやすいのかなあというのは、さらにちょっと精査させていただきます。

それを踏まえた上で、私も非常に頭を悩ました第7条の制裁措置については、そこまでを審査会に委ねて、それをそのまま、懲罰というか倫理上の措置を、事案があったときに、ストレートに当てはめるべきかどうかいうところが一番頭の悩みどころではあったんですけど、そこについてはもう少しちょっと調べる必要があるのかなあと思いますので、ここはちょっともう少しだけお時間ください。

二転三転して申し訳ないんですが、一番最初はもう全然ここまで考えていなかつたんですけど、こういう事案がないことが一番望ましいのではあるんですが、万が一あった場合に、せっかく条例なりそれに伴う施行規程をつくったとしても、実効性のない例規だと意味がないので、かなり細かいところまで先進自治体の例を参考に条文化はしたんですが、それでもまだちょっと抜けというか甘いところはあったなあというふうにちょっと今、反省はしております。

こちらについては、第7章については非常にデリケートな部分でございますので、ハラスマント審査会の役割というか、そちらの条文化の再度の見直しをした上で、7章の条文をどうするかをちょっと考えさせていただいた上でまた皆さんに御提示して、どうしていくかっていうのを精査していただいたらなというふうに考えます。

あのところについては、おおよそお諮りしましたので、その辺りをもう少し分かりやすく、さらに分かりやすく、条文では限界がありますので、逐条解説等にうたうような形で、精査していくけば、大分、実効性のあるものに近づけてくるのかなあというふうには考えます。

以上です。

○原田委員長 池田委員。

○池田委員 ちょっと、今の関連で、ハラスマント審査会の権限というところで、今、様式を、報告書の様式を見せてもらいたいよるんですが、これ必要な措置っていう、10項目で必要な措置っていうのが報告書で出とるんですが、それはどういう内容を指しとるんですかね。制裁措置ではないんですかね。

○原田委員長 どことな。

○池田委員 13ページ。規則の様式。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 施行規程案の13ページですね。

確かに池田委員がおっしゃられるように、この必要な措置というのがちょっと分かりにくいく様式になっていたんですけど、先ほどの金繁委員の御意見とかを参考にすると、この必要な措置っていうところを、どこか、どこにあったかな、6番。要は制裁措置のことを言おうとしていたんですが、ちょっとこれ、別紙のとおりとかして様式飛ばしているので分かりにくいですけど、例えば、15ページ、16ページに制裁措置通知書っていうのがあるんですけど、こちらの16ページ目のところに、制裁措置の有無ということで、それぞれ8番、9番がその内容、種類とかいうのがあるんですけど、こここの欄をそのまま持ってくるような形にすれば、審査会のほうにそういういた措置のところまで考えていただいて、それを参考に愛南町議会で、愛南町議会でというのはおかしいのかな、対象者に対して措置をするような形が取れるのかな、ちょっと様式が確かに、様式8号の答申書の措置のところ分かりにくいで、ここは改善する必要があるのかなあというふうに思いました。

その点を踏まえて、もう少し審査会の役割というか、その条文の説明をもう少し分かりやすくして、なつかつこの答申書なりの様式も見直した上で、その先にある制裁措置の条文をどうするかどうかっていうのがちょっと見えてくると思うので、その辺りは金繁委員、池田委員の意見を参考にちょっと様式も変更させていただいたらというふうに今感じました。

以上です。

○原田委員長 ほかに何か御指摘の点は。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 確かに、7条から10条の流れの関係は、金繁委員言われるとおりで、そう思います。

ただ、第7章の制裁措置は要らないって言われたんやけど、じゃあ、これのけたらどうしたらいいっていうところを聞けなかったのでそこを聞きたいです。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 一般規程ですので懲罰とかありますよね。あれに基づいて手続をすればいい。その手続に乗せるかどうかっていうのはあくまでもその被害者が乗せてほしいと思えば動くでしょうし、そうでなければやっぱりその、つくっていただいている19条2項で、これはもう本当にセンシティブなことなので、もう政治の場に乗せてほしくないという、当事者の意思を最大限尊重して、非公開が原則であるとされているので、やっぱりそこを守るようにしていただき

たいと。

あえてその当事者が、いやこれはもう政治の場で、懲罰なり、議会にかけてほしいというのであれば、もちろん本人が、ほかの議員と、必要な議員数を集めて、懲罰を求める動議を出すということになると思います。

それは議長とか議会が、何が何でも制裁しないといけない、議会内で制裁するんだっていうのは、当事者の意思をないがしろにするかなと思います。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 一般的な懲罰規程というのは、この会議規則でしょう。となると、会議規則は会議に関しての分であって、もう全然それは意味をなさないんで、だからそれを聞いたわけです。で、やはり、本当はこういう事案は、議会内で終わらさずに、例えば民事上のものに持っていくとか、そういうのが僕はベストだろうと思うんですけど、そこまでいかなくても制裁が必要っていうんであれば、私はこれは、あるべきだと思います。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 そうですね、会議についてです。

私はやはり、このハラスメント規程には入れてほしくないと思っています。というのは、まさに今、嘉喜山委員がおっしゃったように、これ非常に政治的なことに、ハラスメント事案が利用される危険というのがありますと、それは被害者の羞恥心ですかプライバシーをひどく傷つけるものです。議会の中ですることじゃないと思います。本人が、議会の中ではなくて、制裁を求めるのであれば、それは民事、外でね、裁判なり、民事、刑事に打って出るということに任せると私は思います。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 であれば、そもそも、こういった事案をもうここでせずに、もう最初から民事でやるほうが早いように僕は思うんですけど。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 またそれは大きな変更になるかと思うんですけど、そもそも、やはり、このハラスメント条例をつくりましょうということで、副議長にも議長にも動いていただいたのは、こういう規程がないと、やはりその議会の中で、政治的な、政争にハラスメント事例が巻き込まれたりするということで、当事者の望まない結果になったりするので、ですので第三者の専門的な機関を設けたハラスメント防止条例をということだったと思います。

民事裁判とか刑事裁判に突然行くのではなくて、行政の側も、こういう規程は、というか手続を持っているのが今通常になっています。でも、議会、地方議会ではこれが全くないので、今、全国の議会でこういうハラスメント防止条例をつくり、第三者、弁護士とかこういう専門家を入れた独立の機関で相談を受け、事実認定をしてもらおうという動きになっております。その流れに沿ったものだと私は理解しています。

○原田委員長 その件に関してほかに御意見ございませんかね。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 ですから何か、懲罰規定を設けないでいいみたいなことをおっしゃられましたけど、やっぱり議会内だけじゃなくて、通常に対しても、ハラスメント行為っていうのはあるんだから、やはり審査会の結果を受けて、審査会が最終的に懲罰まで決定するのかどうかっていうのは置いといて、やはり議会内で、ここに書いとるのは、議長が議運とかに諮ってというようなことなんで、だから、やっぱり制裁措置っていうのはやっぱりあるべきやないといかないというふうには私は思います。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 私はもう本当にやめていただきたいと、はっきり申し上げます。

議会というのは、本来ならチームとして、一体として、是々非々で議論、熟議して進めてい

くものだと思いますけれども、やはり時として多数派による少数派へのやっぱり攻撃も実際ありますよね。私は問責決議をされたことがありますけれども、やっぱり多数決でこういうハラスメントの制裁を決めるということは、非常に危険です。それを未然に防ぐために、私は強く、独立の客観的な第三者機関というのを要望して、ここに至っています。今、全国のハラスメント事案もそうなってきています。

繰り返しますけれども、議会内の多数派による横暴ということはやはりここだけじゃなくて、今ないですけども、ほかの全国の議会でも多々起きていることですので、そういう危険性を未然に防ぐためにも、多数派による制裁措置というのは、ここに規定する必要はないと思います。会議について、会議の内容についてはまさに町民のために議論する内容であって、規則に書いてある手続で、懲罰動議なり出してやっていいと思います。ただ、ハラスメントというのは、会議の内容ではなくて、町民のための政策ではありません。個人的な羞恥心も阻害される事案ですので、それを議会という公金を使った場で、時間とお金を使って行うべきでは私はないと思います。

○原田委員長 池田委員。

○池田委員 ちょっとなかなか整理がつかんのですけど。そういう意見もあろうかとは思いますが。ちょっと話がずれるかもしれない、それだったらこの審査会のほうで、審査までは行く、審査会で、審査会のほうで終わりっていうか審査会のところで意見として述べればいいんじゃないですか。いやいや、いいっていうのはこれはこれであって、当事者の意見として、審査会のほうでそういう意見を主張すればいいんじゃないですか。制裁措置は。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 池田委員がおっしゃっているのは、制裁のこの手続は残したままで、審議会のほうで何を言えばいいんですかね。言えばいいとおっしゃっているんですかね。

○原田委員長 池田委員。

○池田委員 制裁は望みませんという意見を審査会の中で望めばいいんじゃないですか。その人その人の、当事者当事者の意思を尊重するのであれば。ここでそれを主張すれば、いいんじゃないですか。そうしたら議長は審査会の答申を、答申の結果を踏まえてということでいけるんではないでしょうか。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 なるほど、分かりました。いいですね。

その場合に、そしたら、先ほどの審査会の権限明記のところに、まさにここの、先ほど池田委員が指摘されていた、13ページの審議会が決定できる事項、ハラスメントがあったのかどうか、それから制裁措置の有無、内容というところまで書いていただき、ここでね、決定するというところまで明記していただき、その後、議会内で問題にするかどうかっていうのはその被害者の意思を最大限尊重して、この21条以下の手続に乗せるかどうかは本人の意思を尊重するということならば、はい、私も理解できます。

○原田委員長 今、金繁委員のほうより、池田委員からも本人の意思を尊重すると。それをまた、作成の上で、十分に取り入れていただきたいと思いますが、事務局どうでしょうかね、今のは。土居事務局長。

○土居事務局長 一応、整理させていただくと、池田委員から御提案があった本人、申立者の意思を尊重して、懲罰云々かんぬん、かけるか否かっていうような項目もちょっと加えながら、そもそもその、ちょっと疑問に思ったのが、懲罰の制裁措置を望まない人が、そもそも申立てするのかなあっていうのを思いまして、そもそも論になるんですけど、ちょっと疑問に思いながら。まあ、けどそれは、何ていうんですかね、事案に対して分かってほしいっていう意思表示だけの方もいらっしゃるかもしれないので、そこの意思の確認ができるような何か項目なり何なりがあるといいのかなというふうにちょっと、今の御意見、御提案でちょっと光が見えてき

たので、その辺りを加えながら、7章の条文も生かしつつ、ちょっと微調整させていただいたらというふうに考えます。あと、前回、はい……

(発言する者あり)

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 ありがとうございます。今の点について、申立てする人が、そもそも申立てをするのかっていう点なんですけど、この審査会で、客観的、安心できる場所で措置までしっかりと客観的・専門的に判断してもらって、その結果を本人がもらうことで本人も納得できる。それから、もしですよ、万が一、本人が民事訴訟なり、するっていうときには貴重な裁判資料ともなりますので、それは非常に意義のあることだと思います。

○原田委員長 池田委員。

○池田委員 今言うあれって言われたという、意味のないことじゃなくって、本人はこれがなければ、自己の中で、もう一生というか、悩んでいかんといけんので、そういうことをやっぱりこういう場で、審査会、そういうことで認める、ちょっと言葉が語弊がありますかね、そういう、こういう事案で苦しんでいるということで、本人の悩みの解決にもなるので、意味のことではないと考えます。

以上です。

○原田委員長 ほかに何かありませんかね。

土居事務局長。

○土居事務局長 そしたら私のほうから再度、先ほど金繁委員、池田議員からの御提案、御意見を参考に、ちょっと手続的に若干変更が必要になると思うので、その辺修正しながら、さらに精査していきたいと思います。

第7章の制裁措置についてはかなり、本日、皆様から御意見を頂いたので、その辺りの皆さんのが御心配されているような思いも含めて、修正したものを皆さんにも御提示いたしますし、前回、金繁委員からちょっとアドバイスいただいた女性議員候補者のサポート団体の濱田さん、早速連絡を取りまして、諸事情を説明いたしました。できる範囲で御協力させていただくというようなありがたい御返事をいただきましたので、先ほどの制裁措置の関係、特に私も判断しづらいところもあるので、その辺りの思いも、正直なところをお伝えして、どのようにするのがよいのか、専門的な方からアドバイスいただけたら皆さんも判断しやすいのかなというふうに感じました。

あと、これ、つくる段階で、前も説明したかもしれないんですけど、正直この第7章の制裁措置までうたっている自治体、本当に少ないので、っていうか、ほぼほぼありません。

ですが、実際に事案が起こった場合に、条例あるけどじゃあ手續はどうなるのっていう、何か、つくっただけでは意味がないので、やはりこういった皆さんの議論を参考にしながら、また申立者の方の御意思も尊重できるような例規にせひともしていきたいと思うので、今回の委員会での皆さんの意見、非常に貴重な御意見いただきましたので、これで、私ができる範囲に修正をして、あと専門家の方の視点でのアドバイスもいただきながら、また皆さんで審議していただければ、かなりまた精度が上がると思いますので、今後そういうことで手続させていただいたらというふうに考えます。

以上です。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 ありがとうございます。たくさんの情報と格闘していただいて、すいません、ありがとうございます。お願いします。

で、懲罰の規定がない議会がほとんどっていうことなんですねけれども、私はそれが自然かなと思います。というのは、先ほども少し言いましたけど、やはり議会っていうのは住民のための政策論争を、討議をするところであって、議員個人の、そういう私的な、公務の上でされた

ことももちろんあると思いますけど、倫理的なこと、すなわち住民への政策的なこととは直接関係のないことで、住民のお金を使って議論し、議決しというような手続を私はあまりするべきではないのかなと思います。

それは結局、こういう規程をつくっていただいて、第三者機関に判定をいただいて、それによって加害者である議員なり職員なりの方に対する、特に議員に対しては政治的な責任を感じてもらうっていうことができると思いますし、それをやっぱり最終的に判断するのは選挙民である市民、住民であると思いますので、議会内でお金や時間を使って、政策とは関係のないところにあまりお金をかけるべきではないという判断もあるのではないかと、今お聞きして思いました。すいません、一言、言わせてもらいました。

以上です。

○原田委員長 意見も出尽くしたようですので、この件に関しましてはまた今後、事務局……

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 6ページの別表なんんですけど、さっきの全協の旅費規程の説明とここはリンクするんですか。事務局にお聞きします。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 現在のところ、私も午前中の全協の資料をちょっと拝見したので今回そういったことで修正のほうをさせていただきたいわけなんですが、非常勤の特別職の条例、執行部のほうあると思うんですけど、あちらのほうの費用弁償の額も見直すというようなこともお聞きしたので、その辺りとの整合性も必要ではないかということで今回、修正案のほうを訂正させていただいている次第でございます。

以上です。

○原田委員長 ほかにございませんかね。いいですか。

じゃあこの件につきましてはまた事務局のほうでいろいろ精査していただいて、また次回の議運のほうで報告等をしていきたいと思います。

それと今言った報酬ですよね、報酬及び費用弁償の額は、今後またいざれ決めていかないといけないと思っております。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 この例があるじゃないですか。これ全部市なんだけど、町いうのは参考事例はなかったですか。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 今回調べた中では市ばかりでございました。また再度検索はしてみますけど、なかなか審査会まで町のほうで条文化しているところも、見る限りはなかったんですけど、また再度調べてみます。今調べる辺りでは、調べているところの市だけでした。

以上です。

○原田委員長 以上でこの件については終了いたします。

続いてほかの検討項目なんですが、前回までで決定っていうか、解決したのが先ほど言ったように何点かございましたけど、今回、引き続いて協議していく申合せ事項、これをどうしても先にやっていただきたいというのがあれば、出していただいたらありがたいんですが。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 前回協議した4番。それと、旧姓もやったんですかね、旧姓、6番。

○原田委員長 いややっていないですね。

○嘉喜山委員 やっていないですよね。それと8番、パソコン等の持込み。政務活動費。これについてもう結論、取りあえずこの議運として出してはどうかなと思うんですけど。

例えば、委員会付託については今後、どこそこへ行って視察を経てやるとか、その辺を決めたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○原田委員長 委員会の付託については前回の議運で、視察とか研修、それを重ねていくという。

○嘉喜山委員 具体的に。

○原田委員長 具体的に。今回具体的に決めるんですか。まあちょっと、それはまた事務局とまた協議をしまして。

事務局長、今日はちょっと無理でしょうそれは。

土居事務局長。

○土居事務局長 本日は視察先の候補地のデータは持ち合わせておりません。逆に、何か議員の皆様で、例えば県内の自治体とか、どこそこ町というのがあれば教えていただいたら助かります。一覧表にはまとめておりましたので、うち以外はほぼほぼ常任委員会または特別委員会のほうに付託はしておりますので、その辺りまたお考えがあればお聞かせ願えたら幸いでございます。

あと、前回の委員会でやりました委員会等会場へのパソコン等の持込みについて、こちらは申し訳ないですが本日、その持込みに関する要綱等の、申し訳ないですけど参考的な資料はちょっと間に合いませんでしたのでお持ちしておりません。次回までにこの辺りのほうの資料もそろえて、皆様の御協議の参考にできるように準備させていただいたらと思います。

以上です。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 意見を言います。

委員会付託についてはもう、前回もちょっと触れたんですけど、宇和島市もしくは宿毛市にまずは議運で、日程合わせて行ってみるっていうのがどうかなと思っております。

それとパソコン等の持込みについては、委員会の中で試行的にやってもいいんじゃないかなと。それで検証すると。特に、次回の会議の日程とか、する場合に、決定する場合にですよ、やはり今こういう時世ですので、携帯ないとなかなか分からぬといふところがあるので。というところと、政務活動費については、私もこれを設けることは賛成の方向なんですが、時期をどうするかっちゅうところは、やはり、今後、来年から始まる議会報告会で意見を聞いてみるとか、そういうことも必要なんじゃないかなというところで、私の意見とします。

○原田委員長 ほかにありませんかね、御意見は。

金繁委員。

○金繁委員 まず4番の、近隣の市に視察に行こうという点、賛成です。これは新人の議員さんたちが委員会主義、本会議主義を分かってもらうために全員で行ったほうがいいと思うんですけど、それでいいですかね。

8番のパソコン等の持込みについて、これも試験的に始めるというのがいいと思います。もうかなり時間もたっておりまして、ですので、できれば委員会プラス全協でしていただけると、記録を取りやすくなつて大変助かるんですけども、委員会等に全協を入れるかどうかちょっと検討してください。

政務活動費についても賛成です。その13に書いてある、町民の意見を聞くというところで、ぜひとも聞いてみたいですね。ただ、前も、前回も言ったんですけど、政務活動費の意義についての専門家の意見っていうのが、まだ新人議員さんも知らないですし、町民の方はもちろん御存じないので、やはりその辺の勉強会というか、情報共有も同時に必要かと思います。

それから、意見交換会について、ちょっとこの議題とは横道にそれるかもしれないんですけど、参加者が非常に少なくて、また女性が1人もいなかつたっていうのが大変寂しかったので、この集客をしっかりするということをまた別途検討できたらと思います。しっかりたくさんの方の意見を聞いてこそ、それを生かせることにもなるので、その点もまた別途、ここでか全協か分からぬんですけど、議論したいです。

○原田委員長 まあ確かに今言った意見交換会、参加者が少ない。これは、やっぱり来年に入ってのあと3か所ありますね、これをどういうふうにするか、どうやって町民の方に参加していた

だけるかを、ちょっとこの議運でも、今後すぐに検討したいと思っております。

あとは、政務活動費についてはまた研修をしながら、決定をしていくと。

あと、何でしたっけ、関連質問はこれは、取扱いについては、どんなもんですかこれ。皆さんこれについて何か御意見ございませんかね。関連質問の取扱い。これは大体ほかの議会なんかもう議長の判断に任せるというふうになっております。もうそれでよろしいですか。いいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃそれはもう議長の判断に任せると。

あと、一般質問答弁書の議員への事前配付。これはないんかね、一覧表はないんかね。どうしましようかね、これもやっぱりもう早いうちに決めたいと思いますが。皆さんこれ御意見ございませんか。

尾崎委員。

○尾崎委員 これについては、やっぱり一般質問通告書を事前に出して、それに対する事前回答、これを仮に頂いておけば、議員自身も第2、第3の再質問をスムーズに行うことができますので、可能であれば執行部のほうから事前質問に対する答弁を出していただくようにすれば、議員も助かるかと思いますし、議会もスムーズにいくと思います。ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

○原田委員長 はい、そういう意見。

金繁委員。

○金繁委員 私も尾崎委員の意見に賛成です。

そもそも一般質問通告書の通告というのは、議員が議長に対してね、通告するのであって、そもそも理事者側に提出するという義務はないんですね。通告する必要はない。ただ、やはり本会議で、町民のために具体的な解決策が導き出されるように、実のある議論ができるよう、事前に執行部にお渡ししているということです。その上で、やはり、一番最初の、こういうふうに考えていますよっていうものを頂いておれば、先ほど尾崎委員がおっしゃったように、さらに議論が深まって、町民への、町民の福祉、政策に結びつきやすくなるので、これは頂いたほうがいいと私も思います。

○原田委員長 ほかどうですかね、ほかの委員さん。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 私は、通告書に対する答弁もらったら、今度、質問者は、第2の質問、もっと深く深く考えていくっていうふうになるんで、逆にそれに対してはまた、次の質問に対して通告書が欲しいって理事者は何か言いそうで、その辺のあれがあるので、私は何か今までどおりでいいんかなっていうふうには思います。

○原田委員長 ほか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 職員であった立場からすると、これってかなり日程がタイトになると思います。もしやるにしても、当日、席の上に配付ぐらいしかできないだろうなと思います。

それと、やはり、もしこれをするのであれば、やはり関連質問というのは、ちょっとNGにすべきだろうと思います。

以上です。

○原田委員長 池田委員、どうですか。

池田委員。

○池田委員 答弁書を出してもらうのが理想、理想いうかこっちにしてはいいんですけど、中には自治体によっては、一般質問通告書提出後に関係課とのヒアリングを密にするっていうようなことをしとる自治体もあるので、その辺も議員のほうも、その辺で密にして、それのほうがか

えって、それをすれば、できれば、関係課のほうが応じてくれればの話ですけど、そういう方法も取れば、ある程度議員のほうにも、僕も答弁書を出してもらうのが理想とは思うとったんですけども、それまでの間にちょっと1テンポというか、そういう方法もあるんじゃないかなという考え方もあります。

○原田委員長 それでは答弁書を前もって出す必要はないということですね。

一応今、皆さんに御意見聞いたんですが、3対2ということで、これもいずれ検討課題として今からまたやっていきますか。

金繁委員。

○金繁委員 継続してください。それから、特に、新人議員にとってはもう頭が真っ白になって、最初の答弁もらった時点で、本当にもう、再質問ありますか、ないですって言われる方、まだまだ多いと思うんですね。私もそうでした。1期目というのはもう頭が真っ白になって、そつから先の質問ができません。ですので、せめて、最初の答弁を頂いておれば、もっと実のあるやりとりができる、それは結局町民の福祉につながるので、バランスという点からは、フィフティーフィフティーというか、の状態にしていただけるとありがたいと思います。継続ということいいですけど。

○原田委員長 これはまた議運だけじゃなくてほかの、全協でもこういうのをちょっと聞いていただいて、それからまた判断していきたいと思います。

次に、請願の提出期限の前倒しについてなんですが、これ事務局、うちの状況はどうなったかちょっと。10日前か、10日前。

土居事務局長。

○土居事務局長 こちらが、本日お配りしております11月11日、議会運営委員会、議会資料1の3ページ目にございます、一番上ですね、請願の提出期限の前倒しについてと。愛南町については、今、大体、10日前ですね。

県内と近隣自治体の一覧表のナンバー2ですかね、のほうにそれぞれまとめております。市と町によっていろいろちょっとまちまちではあるんですが、町ですと大体似たような感じですかね。若干長いところもありますけど、市についてはちょっと長めにはなっていますね。というふうにはなっていますね。

○原田委員長 他の町を見てみるとやっぱりそれぞれですね。うちは長いほうですよね、10日前。どうでしょうかねこれ、従来どおりでどんなもんですか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 私は変更する必要ないと思いますけど。

○原田委員長 従来どおりでいいという意見なんですが、ほかありませんか。

金繁委員。

○金繁委員 私はできるだけ議会定例会初日に近い日程に、例えばせめて1週間とかにしたほうがいいんじゃないかなと思います。やっぱり請願権って権利なので、定例会初日の直前に出したいっていう人も出てくる可能性はあるので、できるだけその権利行使できるように、幅を、っていうか間口を広げておくのがいいと思います。

○原田委員長 ほか。

尾崎委員。

○尾崎委員 この請願というのは、一回議運に出して、そこで協議したりしていくことになりますかと思いますので、議運の日程がちょっと気になるんですよね。定例会の前の日とかであれば、それはそれでいいんやけど、大体うちはいつでしたかね、1週間、10日ぐらい、1週間ぐらい前ですよね。ですから最低でも議運よりは前に出してもらうということは徹底せんといけないのかなと思います。

○原田委員長 ほか。池田委員、いいですか。

鷹野副委員長、いいですか。

○鷹野副委員長 ここにも、ほかの市町にもありますように、議運開催予定日の前日までにとか、定例会初日の1週間前とかいうふうになっていますので、議運開催予定日を基準にして、その前日までにとか、3日前にとか、そういう規定の、何日前やなくて、議運の開催日を基準に考えたらいいんじゃないかなと思います。

○原田委員長 議運の開催日を、鷹野副委員長が言ったように、開催日を基準に締切りということですいいですかね。

尾崎委員。

○尾崎委員 厳密に言うたら、議運の開催日の前日までにということで明記したほうがいいんじゃないかなと思います。

池田委員。

○池田委員 これ事務局のあれも聞かんと、資料に載せているので。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 いろいろ議論ありがとうございます。

議会運営委員会開催予定日の何日前ということで今、御審議いただいているんですが、あまり変わらないのかなというふうに感じます。

○原田委員長 ということであまり変わらないそなで、もう従来どおりでよろしいですか。どうですか。皆さんどうですか、従来どおり。

金繁委員、いいですか。

○金繁委員 はい。

○原田委員長 じゃあそのように決定いたします。

次は、旧姓や通称使用の取扱い、これはどうなんですかね。これはやっぱり変更したほうがいいという、はい、金繁委員、どうぞ。

○金繁委員 前も申し上げたんですが、今、流れとしては、これ届出制に移行してきているようです。やっぱり通称使用というのが広く認められるっていうのは政府の考えでもあり、議会、議員も届出制になってきていると思います。そうですよね。

○原田委員長 ほかに御意見ございませんか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 届出制にすることによって、やはり、例えば突拍子もない名前が出てくる可能性がある、その場合のこともやっぱり考えるべきだろうと私は思います。
以上です。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 嘉喜山委員にお伺いしますが突拍子もない名前というのは、例えばどんな名前で、どんな支障があるんですかね。

○嘉喜山委員 休憩お願いします。休憩。

○原田委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

今の件ですよね、旧姓や通称使用の取扱いについてですが、これはまたこれちょっと事務局のほうで調査をしていただいて、次回また判断したいと思います。

次は、あとは何やった。全体的構造的な理解をするような勉強会について。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 申し訳ないんですけど、ちょっと休憩お願いします。どうしても連絡しとかんとちょっとまずいので。

○原田委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

もう時間もかなり経過しましたので、先ほど言いました、全体的構造的な理解をするような勉強会についてと、あとはL o G o チャットのスクリーンショットの制限、これはまた次の議会運営委員会で諮りたいと思います。

それでよろしいでしょうか。それまでに考えとってください。

ほかにありませんかね。はい、じゃあ閉会を。

○鷹野副委員長 長時間にわたり熱心な討論ありがとうございました。

○原田委員長 あつ、まだ。

○土居事務局長 その他。

○原田委員長 すいません。その他。

土居事務局長。

○土居事務局長 すいません、その他で、委員会等の録画放送の検証についてということで、午前中の議員全員協議会において報告・承認をいただきました委員会等の録画放送について、具体的な実施手順について説明させていただきます。

まず、限定公開しております10月30日、前回の議会運営委員会の録画の取扱いについて、一般公開をどうするかです。途中で音声のみになって、ユーチューブの動画が2つになっているのを皆さん確認されていると思うんですが、こちらを公開するかどうかを皆さんで御決定ください。

仮に、今後同様に録画の不備等によって映像が撮れなかった場合の対応につきましても、流すか流さないか決めてもらうと、どうなるか分かるんですけど、音にテロップをつけて流したりするべきか、それとも取りやめるべきかと。流す場合は、なかなか事務局での作業等も必要になってきますので、公開までに時間は要するようになります。

以上につきまして、皆さんで御決定いただいたらと思います。

よろしくお願ひします。

○原田委員長 今、説明がありましたが、一般公開するか、しないか。

それと今後、映像が撮れなかった場合の対応について、音にテロップをつけて流すのがいいのか、また、テロップをつけてまで流さなくてもいいのか。ちょっとこれ、決を採りたいと思います。どうでしょうかね。10月30日の議運の動画の取扱いですね、これを一般公開するのかしないのか、皆さんの御意見を。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 これ議運だけの考え方でよろしいんでしょうか。全協に諮らんでいいんでしょうか。

○原田委員長 議運だけでいいんじゃないかなと。

土居事務局長。

○土居事務局長 まずは議運の皆様の意見を聞いてからとは思ったんですけど、全協に諮ったほうがいいですかね。そこまでしなくてもいいような気もしますけど。皆さん全協に諮るべきということでしたら、そういうふうな手続を取らさせていただきます。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 試行的にやっとる分なので、この会議だけでいいかなとは思います。ただ、ありのままを流したほうが、こういう事故もあるということも分かつていいんじゃないでしょうか。ただ、テロップを流すことに関しては、事務局の作業が多くなるので、それはやめるべきだと思います。

以上です。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 最初なので、きっちり一つにまとまったものから始めたほうがいいのかなと私は思います。

今後の対策、対応なんんですけど、確かにテロップをつけるのは非常に、事務の作業負担がかかりますので、もう画面は出でないけれどもそのまま録音だけ流すっていうのはどうですかね。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 今回試験的にユーチューブに出すというところなんですけれども、そのテロップは、事務局の負担になるのであれば、それはもう遠慮したほうがいいと思うんですが、試験放送というテロップをつけて試験的に流すっていうのはどうでしょうかね。試験放送。

○原田委員長 試験放送。

金繁委員。

○金繁委員 試験放送という、テロップをつけて試験放送する。

○尾崎委員 試験放送というテロップをつけて、明記して。テロップは要らない。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 ちょっとよく分からんんですけど、ユーチューブがそういったことを許しとるんでしょうか。

○原田委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ということで10月30日の議会運営委員会の動画の取扱い、これはもう一般公開しないということでおよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 それと今後、同様に録画の不備等により映像が撮れなかつた場合の対応について、音にテロップをつけて流すか取りやめるかどうかなんですが、音にテロップをつけて流すほうがいいのか、また、テロップをつけてまで流さなくてもいいのか、どっちにしましようかね。録画がちゃんと撮れなかつた場合。

尾崎委員。

○尾崎委員 もう正式に出すということになれば、やっぱりもう出さんといけんと思います。ということで、そうなれば、音にテロップをつけてでも出したほうがいいんじゃないかなと思います。

○原田委員長 どうですか、それで構いませんか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 はい、じゃあそのようにいたします。

次に、最後に、次回の議会運営委員会の開催予定日なんですが、一応、案が、候補日として、今月の。何。

(発言する者あり)

○原田委員長 今月の26日の午前中、それと12月17日、火曜日、それと、来年の1月7日、一応、3通りの候補日があるんですが、どうしましょうかねこれ。今月の26にやるのか。

土居事務局長。

○土居事務局長 先ほどハラスメントの関係で宿題が結構出ましたので、今月26日はちょっと申し訳ないですが、現実的には無理です。

○原田委員長 12月の17。

(発言する者あり)

○原田委員長 もう一緒にしたほうがいいことない。一緒のほうがいいでしょう。12月の17

か、来年の1月7日。17だったら、事務局長、間に合いそうなのかな。

(発言する者あり)

○原田委員長 じゃあ12月の17の予定でよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあ12月の17。

(「何時から」と言う者あり)

○原田委員長 これは、事務局どうでしょかね、都合は。

○土居事務局長 どちらでも大丈夫です。午前でも午後でも。午前だったら10時ぐらいからですかね。

○原田委員長 12月17日の10時から開催をしたいと思います。予定に入れとってください。ほかにありませんかね。

ないようでしたら、副委員長、閉会をお願いします。

○鷹野副委員長 長時間にわたりいろいろ討論いただきましてありがとうございます。今からもこの議会がますます深く熱心に議論できますよう、皆さんにまた協力のほどお願いいたします。

議会運営委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

委員長